

平成十八年十月三十一日受領
答弁第一〇九号

内閣衆質一六五第一〇九号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する第三回質問
に対する答弁書

一について

外務省としては、御指摘の船長の解放等のために適切に対応してきており、政府としては、御指摘の対応は適切であったと考える。

二について

「第三十一吉進丸」船長がロシアの「裁判」の「判決」に服したか否かについて、外務省では、同船長に対して照会を行っていない。外務省としては、同船長をめぐる状況について種々情報収集は行ってきており、職務怠慢との御指摘は当たらない。

三について

九月下旬に、在ユジノサハリンスク総領事館経由で入手し、金員の支払は、なかった。